

平成 2 1 年度 実施事業	<b>事務事業名</b> 障害者ホームヘルプサービス低所得者利用者負担軽減に要する経費
-------------------	---

区分	番号	名 称
章	1	やさしさと共生するまち
節	3	誰もが安心して暮らせるまちをつくる
施策	3	障害者福祉の確立
小分類	2	障害者（児）の自立促進
主要な施策	1	生活支援の充実
事務事業番号	006	事務事業コード 13321006 事業開始年度 平成 1 2 年度 事業終了年度 平成 - 年度

会計種別	一般会計	予算書上の事務事業名	ホームヘルプサービス低所得者利用者負担軽減措置経費
------	------	------------	---------------------------

部 名	保健福祉部	グループ名	高齢・介護 G
-----	-------	-------	---------

統合前または名称変更前の事業名	
-----------------	--

事務事業の目的と成果

対象	<p style="background-color: #ffffcc;">（何を対象にまたは誰を対象にした事務事業なのかを具体的に記載ください）</p> 制度移行措置対象者：障害者自立支援法のホームヘルプサービスを利用し、境界層該当で負担 0 円である次の者 65歳到達で介護保険対象者になった者 特定疾病により要介護又は要支援の状態になった40歳から64歳までの者
手 段 （ 事 業 の 内 容 ・ 活 動 ）	<p style="background-color: #ffffcc;">（目指す姿を実現するためにどのような手法で行うのか、事業の内容を具体的に記載ください）</p> 制度移行措置対象者：介護保険のホームヘルプサービス（訪問介護）利用者負担10%が、自己負担 0（公費負担10%）となる。
目 指 す 姿 （ 成 果 ）	<p style="background-color: #ffffcc;">（事務事業を実施することでどのような状態にしたいのか具体的に記載ください）</p> 障害者施策によりホームヘルプサービスを受けていた者が65歳到達により介護保険が適用になった場合（特定疾病40歳～64歳同様）、利用者負担が増大するため、この制度により利用者負担が軽減され、継続してサービスが受けられるようになる。
根 拠 法 令 等	<p style="background-color: #ffffcc;">（事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載ください）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登別市訪問介護等利用者負担額減額事業実施要綱</li> <li>・低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成 1 2 年厚生省老人保健福祉局長通知）</li> <li>・介護サービス利用者負担軽減事業費補助金交付要綱（北海道）</li> </ul>

指標の推移

区 分		単位	区分	21年度 実績	22年度 目標	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標	
成果 指標	利用者負担減額認定証交付者のサービス 利用割合（月平均）	%	目標値	100	100	100	100	100	
			実績値	認定証交 付実績 0	/	/	/	/	
				目標値					
				実績値					

事業費の推移

区 分			単位	21年度 決算	22年度 当初予算	23年度 見込	24年度 見込	25年度 見込	23～25年度 合計
事業の 財源 内訳	国庫支出金	名称	千円						0
	道支出金	名称 介護サービス利用者負担軽減事業費補助金	千円	0	73	73	73	73	219
	地方債	名称	千円						0
	その他	名称	千円						0
	一般財源	名称	千円	0	25	25	25	25	75
合 計				0	98	98	98	98	294
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費			職 員	千円	66	69			
			嘱 託 員	千円	0	0			
			臨時職員	千円	0	0			
			合 計		66	69			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後市が事業主体として実施していくことは妥当ですか？	→	妥当である 妥当ではない	→ 妥当である理由、妥当ではない理由は何ですか？ 介護保険の円滑な実施のための事業であり、市が行うことは妥当である。
2. 事務事業の成果について			
成果はあがっていますか？	→	成果があがっている どちらかといえばあがっている 成果があがらない	→ 成果があがっている理由、あがらない理由は何ですか？ 障害者施策によるサービスを受けていた者が利用者負担を軽減されることにより、必要な介護サービスを受けられる。 (平成21年度において制度移行措置対象者がいなかったため、実績なし)
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上させることはできますか？	→	大きく向上させることができる 少し向上させることができる 向上させることはできない	→ どのようにして向上させますか？ 向上させることができない理由は何ですか？ 障害者介護サービス受給者に対し制度周知を行い、介護保険サービスへの円滑な移行を図る。
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさずにコスト(予算や人工、所要時間)を削減することはできますか？	→	削減できる 削減できない	→ どのような方法でコストを削減しますか？ 削減できない理由は何ですか？ 負担金及び審査支払手数料のみの予算計上であり、また人工、所要時間についても最低限の事務量となっている。

担当グループによる評価

<b>維持</b>	左記の評価を選択した具体的な理由(根拠)	介護保険制度の円滑な実施を図る目的の事業であり、障害者施策によるホームヘルプサービスを受けていた者が利用者負担を軽減されることにより、必要な介護サービスを受けられるようになる。
-----------	----------------------	--

総合的な評価(当該事務事業の方向性)

<b>維持</b>	備考
-----------	----

評価の種類

- 拡大(事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力に推進する事務事業)
- 維持(現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業)
- 改善(現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業)
- 休止(暫定的に休止する事務事業)
- 終了(当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業)
- 廃止(当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業)